

○ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文  
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二十八年年度から平成三十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 経済・財政一体改革 我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。</p> <p>二 国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化 国民経済計算（統計法（平成十九年法律第五十三号）第六条第一項の規定により作成する国民経済計算をいう。）における中央政</p>

(令和三年度から令和七年度までの間の各年度における特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号） 第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和三年度から令和七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2～4 (略)

(特例公債の発行額の抑制)

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合においては、同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度にお

府及び地方政府のプライマリーバランスの合計額（東日本震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興のための施策に必要な経費及びその財源に充てられる収入その他の財政の健全性を検証するに当たり当該合計額から除くことが適当と認められる経費及び収入に係る金額を除く。）が零を上回ることをいう。

(平成二十八年年度から平成三十二年度までの間の各年度における特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号） 第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十八年度から平成三十二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2～4 (略)

(特例公債の発行額の抑制)

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合においては、平成三十二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを

いて同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。